

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成31年4月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800590 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1900001 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から平成 12 年 9 月 1 日まで

私の責任で社会保険料の支払の遅れが発生した。社会保険事務所 (当時) の職員に届書を出すように求められ資格を強制的に喪失させられた。同時に標準報酬月額も引き下げられているが、減額処理に同意したことはなかったため、請求期間の標準報酬月額の記録を見直し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初 22 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日 (平成 12 年 9 月 1 日) の後の平成 12 年 9 月 4 日付けで、平成 10 年 10 月及び平成 11 年 10 月の定時決定記録を取り消した上で平成 10 年 9 月 1 日に遡って 9 万 2,000 円に減額処理が行われていることが確認できる。

一方、A 社に係る閉鎖登記簿謄本によると、請求者は、請求期間及び標準報酬月額の見直し日 (平成 12 年 9 月 4 日) において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、日本年金機構が保管する A 社に係る滞納処分票により請求期間当時の厚生年金保険料及び健康保険料の滞納が確認でき、請求者が平成 12 年 6 月から 8 月にかけて社会保険事務所と納付について複数回協議していることが認められる。

さらに、請求者の標準報酬月額が減額見直しされた日は、A 社の厚生年金保険からの脱退処理が行われた日と同日の平成 12 年 9 月 4 日であるところ、請求者は、当該標準報酬月額の減額処理に関する説明は受けておらず、同意もしていない旨陳述しているが、自身が同社の代表者印を管理していたこと及び社会保険事務の権限は自身が有していた旨陳述していることから、請求者が、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。